

令和2年度 事業計画

昨年、台風15号が過去最強クラスの勢力で千葉県に上陸、強風により送電線や電柱が倒壊し、また、台風19号により関東、甲信、東北地方では記録的な大雨となり、河川の氾濫、決壊が相次ぎ、甚大な被害が発生した。近年気候変動により、豪雨災害が頻発し、激甚化しており、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増し、災害に強い強靱な社会基盤の整備や防災、減災対策等を推進していくことが喫緊の課題である。

首都圏と地方圏との事業量の地域間格差や大企業と中小建設業との企業間格差は一層拡大し、地域建設業は依然として先行きが不透明な状況にあり、建設業が、将来にわたって危機管理産業としての大きな社会的責任を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが重要である。また、建設現場の生産性向上と建設産業の担い手確保・育成に向けて、長時間労働の是正や週休2日制の導入など、政府を挙げて取り組んでいる働き方改革を加速していくことが、地域建設業の喫緊の課題である。

若年労働力の確保、労働者の雇用安定等の問題解決に向けて、建設労働者の社会的地位の確立と適正な賃金体系の確立、必要な技能労働者の確保・育成・定着を推進する。このため建設業で働く人の収入増を図ることが大切であり、設計労務単価のさらなる引上げを国に要望していく。

建設業は「地域インフラの担い手」「災害時など緊急時の公的な任務の担い手」といった社会的使命を期待され、その期待に将来に亘って応え続けるには、自らが積極的に働き方改革を含めた様々な施策を推進し、建設産業を魅力的な産業へ変えていくことが重要であり、企業の健全経営の裏付けとなる適正利潤の確保のため、適正利潤の確保を謳った改正品確法の更なる徹底が必要である。

「技術と経営に優れた企業」の持続的発展と適正な利潤を確保し健全な企業経営が維持できる入札契約制度を構築するため、行政庁には最新の労務単価、資材等の実勢価格等を的確に反映した予定価格を設定して頂くとともに、低入札調査基準価格の上限枠の引き上げ、予定価格の上限拘束性の撤廃、適切かつ柔軟な設計変更に取り組むなど、適正な実施に向け、引続き(一社)全国建設業協会と連携して国土交通省、県等に強く提言・要望していく。我々建設業協会は、県民から信頼される事業活動、社会的責任の徹底、働き方改革の推進による、長時間労働の是正、建設キャリアアップの普及促進、生産性の向上、また、担い手の確保・育成対策を最重要課題として、下記の事業活動を積極的に取り組むこととする。

I 建設業の経営の改善、技術の向上を図るための調査研究

建設業の健全な発展への対応

1. 入札・契約制度改革への対応

- (1)総合評価入札方式の効果的な運用が図られるよう、必要に応じて行政庁に改善要望を行う
- (2)適正な競争環境の確保や現場における生産性の向上
- (3)円滑な工事の遂行及び収益性の向上

2. 対等で透明な建設生産システムの構築への対応

情報化施工やICT技術の推進、施工時期の平準化など建設産業の生産性向上の施策に関する情報収集に努め、会員への情報提供とともに、必要に応じて行政庁に改善要望を行う。

3. 建設業の再生・活性化及び経営革新への対応

地域の活性化や建設業の活力の再生が図られた先進的な事例等を収集、情報を適宜提供する。

II 建設業法及び施策に関する調査研究

建設業法及び関係法令に基づく施策への対応

企業が「適正な利潤」を確保できる入札契約制度や積算基準等の改善要望を行う。
また、企業経営の安定化に有効な施策の動向について情報収集に努め、周知を行う。

III 行政機関及び関係団体等に対する要望及び意見具申

県民が安全・安心して暮らせる社会基盤の計画的な推進と、地域経済の活性化、雇用の維持確保を図るため、国・県との意見交換を通じ、公共事業関係予算確保のため国、県に提言・要望活動を行う。

1. 公共事業関係予算の安定的な確保
2. 中小建設企業の再生・存続のため、一層の受注機会の確保
3. 公共工事の県内企業への優先発注
4. 社会資本の老朽化対策、防災・減災対策のための予算の安定的な確保

IV 建設業の担い手確保・育成及び労働災害防止に関する調査研究

1. 働き方改革への対応

- 国土交通省が制定した「建設業働き方改革加速化プログラム」により、
- (1)適切な工期設定による長時間労働是正の推進。
 - (2)建設キャリアアップシステムの一層の普及推進に努め、技能労働者の技能・経験に応じた適切な評価・処遇の改善等を目指し、適正な賃金水準確保を推進する。
 - (3)ICTの積極的な活用等による建設現場の生産性向上を図るため、ICTの動向に関する情報収集を行い、提言・要望を行う。

2. 建設従事者の確保・育成・定着等の促進

○雇用改善推進事業の実施

①指導援助事業

- (1) 建設産業人材確保・育成推進協議会等担当者会議への出席
- (2) 全国建設労働問題連絡協議会への出席
- (3) 鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会への出席

②建設業魅力発信事業

- (1) 高校生の現場見学会の実施
- (2) 現場見学会の感想文集の作成、配布
- (3) 高校生・大学生の現場体験実習の実施
- (4) 高校生・大学生への出前講座の実施
- (5) 中国地区建設産業魅力発信推進連絡協議会へ出席し、情報の共有及び継続的・効果的な情報発信について協議・検討
- (6) 地元新聞等を活用した建設業のPR
- (7) 社会人基礎研修の実施

③調査研究事業

- (1) 労働者の雇用に関する調査の実施

3. 労働安全衛生対策の推進

建設業の労働災害は中長期的には減少傾向にはあるものの、全産業に占める割合は依然として高い割合を占めており、発注者、施工者一体となった一層の安全対策の徹底が求められている。今後、建設従事者の高齢化、若年入職者の減少や今後外国人労働者の増加により懸念される労働災害発生リスクの増大に対応するため、建設業労働災害防止協会鳥取県支部等と連携して、引続き労働安全衛生対策を周知・徹底し、労働災害の防止に努める。

4. 建設業退職金制度の周知徹底と法定外労災補償制度の加入促進

V 建設業に関する講習会、研修会等の開催

建設業の経営の安定と、生産性向上、技術・技能の向上を図るための講習会・研修会等を適宜開催する。

VI 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の収集及び配布

国、県等からの通知等の周知徹底と、(一社)全国建設業協会他関係団体からの各種情報収集、提供を行う。

また、ホームページをリニューアルし、より一層閲覧しやすいものとする。

VII その他

1 建設業の法令遵守の徹底と企業の社会的責任への対応並びに建設工事から暴力団等

の徹底排除の推進

- (1)「建設企業(団体)行動憲章」の周知徹底を図る。
- (2) 企業の社会的責任活動について周知・徹底を図る。
- (3) 鳥取県暴力団排除条例による暴力団排除活動の推進。

2 建設業の社会的使命の重要性に関する啓発及び支援

- (1)県民の生命・身体及び財産の安全の確保のための支援

鳥取県との「災害時における応急対策業務等に関する協定」や「口蹄疫等の発生時における応急対策に関する協定」により、緊急応急活動を、迅速かつ的確に行う。

また、国土交通省、鳥取県の要請のもと大規模災害が発生した際には、被災地への支援や、他県で発生した自然災害等に対しても積極的に活動を行う。

- (2)県民の安全・安心な生活を守るために、鳥取県警察本部と連携

鳥取県警察本部と締結した、「鳥取県における安全・安心に関する協定」により、特殊詐欺、侵入盗等の犯罪被害の抑止、行方不明者の保護、交通災害防止活動を推進する。

- (3)建設業における社会貢献活動の推進

建設業界は防災支援活動、環境保全・美化活動、地域防犯活動等の様々な社会貢献活動を通じ地域社会に大きく貢献している。これら建設業の実態や主張について効果的に発信し、国土交通省・鳥取県・(一社)全国建設業協会と連携し広く啓発・的に広報に努める。

3 表彰等

- (1)建設関係功労者表彰の実施

4 会議等

- | | | | |
|-------------|----|-------------|----|
| (1)総会 | 1回 | (6)土木委員会 | 随時 |
| (2)理事会 | 随時 | (7)建築委員会 | 随時 |
| (3)監事会 | 2回 | (8)表彰委員会 | 随時 |
| (4)地区会長会 | 随時 | (9)事務局長会議 | 随時 |
| (5)総務・経営委員会 | 随時 | (10)その他の諸会議 | 随時 |